

債務者が消滅時効完成後に債務の一部を弁済した場合でも、債務者において時効を援用しないと債権者が信頼することが相当であると認め得る状況が生じたとはいえないとして、時効援用権は喪失しないとした事例

—宇都宮簡判平成24年10月15日判決—

高野雄史

【事実】

消費者 Y (被告・債務者) は、貸金業者 X (原告・債権者) から30万円を平成17年12月26日に借りる金銭消費貸借契約を締結した。平成18年2月3日に Y が支払いを怠り、期限の利益を喪失した後の同年2月6日に14万円を弁済してから、消滅時効期間の5年が経過した。

X は、時効完成後である平成23年11月以降に、Y に対して督促状を頻繁に発送した。平成24年2月22日に X の従業員が Y 宅へ訪問し、2000円の弁済を受けた上で Y に対して早期返済計画を立てることを求めた。そして、Y は、翌23日、電話により1万円による分割弁済の提案をしたが、X がこれを拒否し合意に至らず、その後、X・Y の間で弁済に関する交渉が行われなかった。

そこで、X は、Y に対し、本件契約の残債務及び遅延損害金の支払いを求めた。また、Y の消滅時効の援用に対して、Y が自己の債務を認識して一部弁済を行ったこと、及び、分割弁済の申し出をしたことにより、時効完成後に債務を承認したものと評価できるとして、消滅時効を援用することは信義

則に反し許されない、と主張した。

【判旨】

(1) 一般に消滅時効期間経過後、債務者が債務の全部又は一部を弁済したときは、債務者が時効完成の事実を知らなかったとしても、これにより、以後その債務について消滅時効を援用することは許されないと解するのが相当である。時効完成後に債務者が債務を承認することは、時効による債務消滅の主張と相容れない行為であり、債権者において、債務者がもはや時効の援用をしない趣旨であると考えから、その後においては、債務者に時効の援用を認めないものと解するのが信義則に照らして相当であるし、このように解しても、永続した社会秩序の維持を目的とする時効制度の存在理由に反するものではないからである。そして、債権者が時効完成後に債務者に対して債務の弁済や承認を求めることは、その態様が相当である限り、債権者の権利行使として不当というわけではなく、また、時効が完成している事実を債務者に告げる義務もない。

(2) もっとも、債務の承認によって時効援用権喪失の効果が生ずるのは、信義則に照らした判断であるから、債務者の行動が債務承認に該当するかどうか、該当するとしてもこれによって時効援用権を喪失したとする債権者の認識を保護するに値するかどうかについては、事案の内容、時効完成前の債権者と債務者との交渉経過、時効完成後に債務を承認したと認め得る事情の有無、その後の債務者の弁済状況等を総合し、債権者と債務者との間において、もはや債務者が時効を援用しないであろうと債権者が信頼することが相当であると認め得る状況が生じたかどうかによって判断することが相当であると解する。

(3) これを本件についてみると、本件債権は、貸金業者である X と一般消費者である Y との間の継続的貸付取引によって生じたものであるところ、上記認定した事実関係のもとでは、時効完成後の X の行動は、Y が時効制度等について無知であること、一括払いの請求に対して多くの多重債務者

が分割払いの申出をするとともに僅かな金銭を支払うことによりその場をしのごうとする心理状態になることを利用し、Yがこのような申出をした場合には、一括払いの請求を維持しつつも弁済方法について再考を促して分割弁済に応じてもらえるかもしれないとの期待を与えて申出に係る僅かな金銭を受領することにより一部弁済の実績を残すこと、その後Yに分割弁済の申出をさせることにより残債務の存在を承認したと評価できる実績を残すことを意図したものであると認められる。そして、Yは、まさにXの意図したとおりの反応を示し、従業員に2000円を支払うとともに分割弁済の申出をしたものである。そうすると、従業員の訪問時にYが支払った2000円は、本件貸付金30万円に対する毎月の約定弁済金1万2000円と比較して6分の1の金額にすぎず債務の弁済としての実質をなしているとは認めがたいこと、その後全く弁済が行われていないこと、Yの分割弁済の申出に対してXが当初から応ずる意思がなかったことなどの本件の事情に照らすと、Yが2000円の支払をしたこと及び1万円による分割弁済の申出をしたことは、多重債務者にありがちな対応であって、従業員の訪問請求に対するYの反射的な反応の域を出るものではないと解される。

したがって、その後、分割弁済の合意ができないにしてもYがその申出どおり分割弁済を継続したなど弁済に向けてYが積極的な対応をした事実が認められるような場合はともかく、Yの対応が上記認定した事実にとどまる本件においては、XとY間に、もはやYにおいて時効を援用しないと債権者が信頼することが相当であると認め得る状況が生じたとはいえないから、仮にXにおいて、もはやYが時効を援用しないであろうと信頼したとしても、この信頼は、信義則上保護するに足りない。

以上によると、その後Yが時効を援用することが信義則上否定されることはなく、Yの時効の援用により本訴請求債権は消滅したことになる。

【参考条文】民法1条2項、145条、146条

【評釈】

I 本件は、貸金業者の X が、消費者の Y に時効が完成した債権に係る一部債務の弁済及び早期弁済計画の提案を行い、この求めに応じた Y に対して本件契約の残債務及び遅延損害金を請求した事案である。Y は時効を援用したところ、X は Y の上記行為により債務が承認されたとして、時効援用権の行使は信義則に反して許されないと主張した。

本判決は「債権者の信頼」が法的に保護される判断要素として、①事案の内容、②時効完成前の債権者と債務者の交渉経過、③時効完成後に債務を承認したと認め得る事情の有無、④その後の債務者の弁済状況を挙げ、本事案について「債権者と債務者間に、もはや債務者において時効を援用しないと債権者が信頼することが相当であると認め得る状況が生じたとはいえない」として、Y の時効援用権の行使は信義則上否定されないと判断した。

II 消滅時効完成後に債務者がその債務を弁済した場合、その後に時効援用権を行使することができるかという「時効完成後の債務承認による時効援用権の喪失」の問題について、最高裁昭和41年判決⁽¹⁾（以下では「昭和41年判決」という）で、信義則を根拠に「時効が完成したのちに、債権者に対し債務の承認をした以上、時効完成の事実を知らなかつたときでも、爾後その債務についてその完成した消滅時効の援用をすることは許されない」と判示した。その後の判決でも、昭和41年判決を引用して同様の判断をしており、信義則による時効援用権の制限は一定の評価を得ていると思われる。しかし、この問題は、昭和41年判決が「債務を承認した以上」としているため、時効援用権を喪失する「債務承認行為」とは、いかなる場合であるかの点が学説で問題とされた⁽²⁾。通説は、「債務承認行為」により自己の義務を自認した者に時効の利益を享受させることが「先行行為に矛盾する言動」として信義に反するとしている⁽³⁾⁽⁴⁾。そして、信義則による援用権喪失構成を矛盾行為の禁止および相手方の信頼保護の考慮に基づき⁽⁵⁾、「債権者の信頼」の保護の必要性の問題とする⁽⁶⁾⁽⁷⁾。

この点、本判決は、昭和41年判決を引用しつつ、債務承認に相当する行為があるとしても信義則による判断で、時効援用の可否について、債権者・債務者の具体的な事情を総合的に考慮する点を明確にしたことに意義を有する。

すなわち、本判決は、債務承認行為またはそれに相当する行為の有無により時効援用権の喪失を判断する昭和41年判決の枠組みが確立しているなかで、債務の一部の弁済や分割弁済の申し出の事実を認定した。しかし、この場合であっても債権者・債務者の事情を総合的に考慮することにより、「債務者の信頼」が生じ得ない場合があることを判示する。結局、本判決は、判旨（1）において、昭和41年判決と同様の枠組みで判断することを示している。この点は、近時の裁判例でも同様である。弁済行為は、債務の存在を前提とした行為であるため、一般に「債務承認行為」と評価せざるを得ない。しかし、本判決は、判旨（2）において、「債務承認行為」を「債権者の信頼」の判断要素の1つとする⁽⁸⁾。そして、契約の基礎的事実及び時効完成前後の事情を合わせて考慮することにより「債権者の信頼」を保護することの合理性を判断する。したがって、本判決は、昭和41年判決と連続性を有しつつ、信義則の観点からその例外を示して具体的妥当性を図るものとみることができる。また、本判決は、近時問題となっている消費者契約への対応を含め、現代取引における消費者・事業者の具体的な主体の交渉力・情報力等の格差を考慮して、昭和41年判決の枠組みを具体的妥当性の観点から再検討している。この判断は信義則を根拠とするため、本判決において、債権者・債務者の諸事情を考慮することは妥当である。しかし、法的安定性の観点から、その行為類型については、現代取引の実情を考慮しつつ、今後の裁判例を含めた検討が必要である。

Ⅲ 現代取引における消費者・事業者の関係は、主に契約内容に関する事項について問題となる。しかし、消費者金融業者と消費者の関係は、契約内容のみならず、消費者である債務者の時効援用権の行使についても問題となる⁽⁹⁾。

この点について、弁済等の債務承認を行った場合でも時効援用権の行使を認める裁判例が近時見られる。例えば、「取引経験、法的知識において圧倒的に勝る債権者が時効の完成を知りつつ、法的に無知な債務者にあえてこれを告げないまま債務の一部の弁済をさせたような場合や、債権者が債務者の時効援用の主張を封じるために時効完成後甘言を弄して少額の弁済をさせた上で態度を一変させて残元金及び多額に上る遅延損害金を請求するような場合は、債務者が時効を援用することは債務承認行為をした後といえども、信義則に反しない」とする事例（札幌簡裁平成10年12月22日判タ1040号211頁）や、「債権者が消滅時効完成後に欺瞞的方法を用いて債務者に一部弁済をすれば残債務はないとの誤信を生じさせ、その結果債務者がその債務の一部弁済をした場合にまで、かかる誤信を生じさせた債権者の信頼を保護するために債務者の消滅時効の援用権は喪失」しないとした事例（東京地裁平成7年7月26日金商1011号38頁⁽¹⁰⁾）がある⁽¹¹⁾。一方、同様の契約主体でも時効援用権の行使を否定する裁判例もある。例えば、「時効完成後に債権者の請求により定期的に弁済した債務者が、債権者との協議で債務の存在を認めて元本を減額して、これを分割払いする合意をした場合、債務の存在を認識し明確に承認したとして、消滅時効の援用権喪失の再抗弁を認容した」事例（東京地裁平成21年2月3日 Westlaw Japan⁽¹²⁾）がある。

前者は、「取引経験・法的知識の格差」を利用して「欺瞞的方法」または「威圧的な行為」により弁済をさせる行為と「債権者の信頼」保護の関係が問題となった事案である。一方、後者は、欺瞞的方法などによらず、債権者と債務者による合理的な弁済計画の交渉がなされ、債務者がそれに従った弁済を行っている場合、時効援用権の行使が制限された事案である。近時の裁判例でも、取立方法や弁済に至る経緯など、現代取引における債権者・債務者の諸般の事情を考慮する点は明らかである⁽¹³⁾。

本判決は、近時の裁判例と関係において、取立行為に強い違法性がない場合でも⁽¹⁴⁾、時効援用権の行使が認められる余地を示している⁽¹⁵⁾。この場合、判旨（3）のように、弁済後の債権者の行動・意図及び債務者の積極的な対応に

についても考慮される⁽¹⁶⁾。つまり、債権者の請求と債務者の対応の客観的状況を総合して判断している⁽¹⁷⁾。したがって、ここでは法律関係の処理に向けた当事者の行動の合理性が判断基準となる。本判決において、当事者の行為により債権・債務関係の維持（又は弁済による解消）を選択したと合理的に評価できるかが問題とされている。

その意味で、消滅時効完成後に援用による債権消滅の蓋然性がある法律状態に反して、当事者が既存の法律関係の維持を図る行為により「債権者の信頼」が生じた場合、信義則によるその保護が必要となると思われる。

IV 要するに、本判決は、昭和41年判決を引用しつつ、債権者・債務者の時効完成前後の諸事情を考慮して、信義則の観点から具体的妥当性を図るものである。また、当該事情には、契約主体から契約性質を定める消費者契約法の法目的やその原理による考慮も含まれている。したがって、本判決は、昭和41年判決の枠組みで対応できない現代取引の実情について、従来考慮されていない事情を含めて当事者の行動の合理性を判断しているといえる。

しかし、その考慮される事情の具体的な内容・範囲について、近時の裁判例においても十分に明らかでない。この点は、残された課題として、今後の裁判例の蓄積・検討が必要である。

- (1) 最高裁昭和41年4月20日民集20巻4号702頁、判例タイムズ191号81頁。判決の評釈として、栢田文郎「判解」29事件・法曹時報18巻6号108頁、同・判例タイムズ191号52頁、同・金法444号17頁、四宮和夫・ジュリスト373号259頁、同・ジュリスト臨時増刊（昭和41年42年度重要判例解説）30頁、五十嵐清・判例批評95号18頁、金山直樹・ジュリスト別冊175号96頁（民法判例百選I 総則・物権第5版新法対応補正版）、遠藤厚之助・ジュリスト別冊104号96頁（民法判例百選I 総則・物権第3版）、高木多喜男・ジュリスト増刊（民法の判例）37頁（第2版）、川島武宜・法学協会雑誌84巻4号510頁、西村信雄・民商法雑誌55巻6号93頁、乾昭三・法律時報38巻10号116頁、岡本坦・法学セミナー278号94頁（22巻5号）、水本浩・法学セミナー219号40頁、田村耕作・「民法総則・物権法（民法判例30講）」101頁（成文堂）など。
- (2) 時効利益の喪失が生じる事実について、鈴木祿弥「民法講義」第2訂版326頁（創文社、2003年）、幾代通「民法総則《現代法律学全集5》」553頁（青林書院新社、1974年）。

- (3) 河上正二『民法総則講義』540頁（日本評論社、2007年）、山本敬三『民法講義Ⅰ』第3版608頁（有斐閣、2011年）、加藤雅信「新民法体系Ⅰ民法総則」第2版393頁（有斐閣、2005年）近江幸治「民法講義Ⅰ民法総則」第6版補訂353頁（成文堂、2012年）など。
- (4) その他の見解として、債務の存在が明らかになることを挙げるものとして、須永醇『新訂民法総則要論』第2版310頁（勁草書房、2005年）、四宮和夫「民法総則」第8版412頁（弘文堂、2010年）、田山輝明「民法要義Ⅰ民法総則」第4版314頁（成文堂、2010年）、金山直樹・前掲注（1）、金山直樹『時効における理論と解釈』514頁（有斐閣、2009年）など。
- (5) 山本・前掲注（3）606頁以下。
- (6) 佐久間毅「民法の基礎1 - 総則」430頁（有斐閣、2008年）は、債権者の信頼保護と構成することは妥当でないとする。時効援用が認められない理由として、「第一に債務の承認は、債務者の債務履行の意思を示していること、第二に、債務承認により債務の存在が明らかになり、立証困難の問題が生じないこと、第三に、そのような状況下では、権利者の権利喪失を生じされるべきではないこと」とする。
- (7) 西村信雄・前掲注（1）93頁も、債権者が時効完成を知っていて債務者が知らない場合には却って信義則に反することを指摘する。西村教授の見解について、松久三四彦『時効制度の構造と解釈』86頁（有斐閣、2011年）。なお、金山直樹『時効における理論と解釈』514頁（有斐閣、2009年）は、債権者の「受け取り方」ないし「期待」を問題にする点で別の擬制に陥る可能性があり、その理論的な不十分さを指摘する。
- (8) 谷本誠司「判批」銀行法務21 770号2014年3月増刊号122頁（2014年）は、債権者の認識を保護することが信義則上相当か否かという観点から債務承認をした債務者の時効援用権の行使を認める裁判例とする。
- (9) 判タ1040号211頁。
- (10) 上野隆司・旬刊金融法務事情1607号4頁、石松勉・岡山商大論叢34巻2号138頁。
- (11) 取立行為を問題とする事案として、福岡地裁平成13年3月13日判タ1129号148頁（島戸真・判例タイムズ臨時増刊1154号32頁（平15主判解）、東京簡裁平成11年3月19日判タ1045号169頁（白石史子・判例タイムズ臨時増刊1096号32頁（平13主判解）、野口恵三・NBL 715号68頁、上野隆司・旬刊金融法務事情 1607号4頁、石松勉・「判批」銀行法務21 619号91頁）などがある。
- (12) 上野隆司・旬刊金融法務事情1607号4頁、石松勉・岡山商大論叢34巻2号138頁。
- (13) 本判決に類似する事案として、債務者が債務の承認に至った経緯等から債権者の信頼を保護することが相当でない場合に例外的に時効の援用が認められる事案（大阪地裁平成26年3月13日 Westlaw Japan）。また、債務者が時効完成を知らないまま行動をしているとする事案（福岡地裁平成14年9月9日判タ1104号145頁、判時1799号174頁、岡田信弘・ジュリスト臨時増刊1246号21頁（平14重判解））。
- (14) 金融法務事情1968号122頁（2013年）。

- (15) 石松・前掲注(11) 94頁は、債務者の帰責性及び債権者の信頼の要保護性を決定の要素とする。
- (16) 岡田・前掲注(13) は、弁済行為について「債務者に積極的な債務承認姿勢があるとの評価するには足りないという趣旨」とする
- (17) 前掲注(12) 122頁。

【その他の参考文献】

平野裕之『民法総則』第2版（日本評論社、2006年）、川島武宜『民法総則（法律学全集17）』第2版（有斐閣、1965年）、我妻栄ほか著『コンメンタール民法—総則・物権・債権一』第3版（日本評論社、2013年）、星野英一『民法概論Ⅰ（序説・総則）』改訂版（良書普及会、1981年）、遠藤浩ほか編『民法（1）総則』[稲本洋之助]第4版（有斐閣、1997年）、我妻栄『民法 総則物権法』第3版（日本評論社、2006年）、大村敦志『民法読解総則編』（有斐閣、2009年）、内田貴「民法Ⅰ 総則物権総論」第4版（東京大学出版会、2008年）、石松勉「消滅時効完成後の債務承認と時効の援用との関係について — 「時効援用権喪失」理論の批判的考察—」岡山商科大学法学論叢 第7号71頁（1999年）